

学校法人昭和薬科大学寄附行為（抜粋）

（評議員の選任）

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教育職員として1年以上在職し年齢25年以上の専任の講師以上の者で、この法人の教育職員で互選した者のうちから評議員会で選任した者4名
 - (2) この法人の設置する学校及び昭和女子薬学専門学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから評議員会で選任した者4名（うち1名以上2名以内は附属高等学校を卒業した者とする。）
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者6名
 - (4) この法人の事務局長、法人事務長及び大学事務長のうちから、理事会において選任した者1名
- ー以下省略ー

尚、令和7年4月1日に改正私立学校法が施行されたことに伴い、本学の寄附行為も改正いたしました。寄附行為に関しては本学ホームページのトップページの左下にある「情報公開」→「どのような組織なのか知りたい」→「寄附行為」を参照願います。

学校法人昭和薬科大学寄附行為施行細則（抜粋）

第2節 卒業生評議員候補者の選出方法及び卒業生評議員の選任方法

（候補者の公募）

第9条 寄附行為第32条第1項第2号の卒業生評議員を選任する必要がある場合、理事長はその選任の決議を行う日の60日以前に、その選任を要する人数を明示して卒業生評議員候補者を公募する。

（公募の方法）

第10条 前条に規定する公募の方法及び公募の内容は、本法人が発信するホームページ等に掲載する。

（立候補者）

第11条 立候補者は、私立学校法第31条第3項、第6項、第46条第2項、第3項及び第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

- 2 立候補者は、本法人所定の申込書に必要事項を記入し、その他申込書に記載された必要書類を添え、推薦文に10名以上の推薦人を付けて本法人宛郵送で申し込みを行う。
- 3 立候補の申し込みは、選任を要する日の30日以前とし、それ以降の申し込みは無効とする。
- 4 立候補に際し、申し込みの不備があった場合、立候補者はその資格を失う。
- 5 立候補者は、推薦人となることはできない。

（推薦人）

第12条 推薦人は、寄附行為第4条に記載する学校を卒業した者とする。

- 2 推薦人は、立候補者となることはできない。
- 3 推薦人は、複数の立候補者の推薦人となることはできない。
- 4 本法人の職員及び過去に本法人の職員であった者は、寄附行為第4条に記載する学校を卒業した者であっても推薦人となることはできない。

（卒業生評議員候補者の選出に関する審査委員会）

第13条 理事会は、卒業生評議員の選任の決議を行う日の60日前までに、本法人内に卒業生評議員候補者の選出に関する審査委員会を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、立候補者の申請書類等を審査し、卒業生評議員候補者を理事長に推薦する。
- 3 審査委員会は、次の各号に定める委員によって構成し、委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - (1) 寄附行為第4条に記載する学校の職員から3名。なおうち1名は本法人が設置する附属高等学校・中学校の職員
 - (2) 寄附行為第4条に記載する学校を卒業した者のうちから3名。なおうち1名は本法人が設置する附属高等学校を卒業した者
 - (3) 外部有識者2名

- 4 審査委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1名をおく。
- 5 委員長は、審査委員会を代表し、その事務を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理し、又は代行する。
- 7 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 8 前項の場合において、委任事項を明示した委任状をもって他の委員に委任した場合にはこれをもって出席とみなす。
- 9 審査委員会の任期は、委嘱日から卒業生評議員が選任されたときまでとする。
- 10 審査委員は、卒業生評議員候補者及びその推薦人となることはできない。
- 11 卒業生評議員候補者の配偶者又は三親等以内の親族は審査委員となることはできない。
- 12 審査委員会の事務局は、総務課とする。

(卒業生評議員候補者の資格)

第14条 卒業生評議員候補者は、寄附行為第32条第1項第2号に記載する学校を卒業し、卒業生評議員の就任前年度末の日において年齢25年以上の者で、次の各号の一に該当する者とする。ただし、附属高等学校の卒業生でかつ大学の卒業生は、大学の卒業生とする。

- (1) 一定の社会的な評価を受けられる経歴を有する者
 - (2) 本法人の設置する学校の発展に寄与あるいは有意な社会活動等を行った者又は行っている者
 - (3) 本法人又は本法人が設置する学校に支援・支持をなし、愛校心が高いと認められる者
- 2 前項の定めにかかわらず、審査委員会は、次の各号の一に該当する者を卒業生評議員候補者として推薦することができない。
- (1) 学校教育法第9条の欠格事項に該当する者
 - (2) 本法人の職員及び在學生、又は過去に本法人の職員であった者
 - (3) 本法人において懲戒処分を受けたことがある者あるいは本法人の寄附行為に抵触したことがある者
 - (4) 候補者の配偶者又は三親等以内の親族
- 3 前項各号に定める事項は、審査委員会が推薦する日を基準として適用する。

(卒業生評議員候補者の届出)

第15条 審査委員会の委員長は、卒業生評議員の選任の決議を行う日の14日前までに、次の各号に定める所定の書類により、候補者を理事長に推薦しなければならない。

- (1) 卒業生評議員候補者の選出に関する審査報告書
- (2) 卒業生評議員候補者の履歴書
- (3) 卒業生評議員候補者の推薦人全員の氏名
- (4) 卒業生評議員候補者の推薦人の推薦書

(選任方法)

- 第16条 評議員会は、私立学校法第61条第1項、寄附行為第32条第1項第2号及びこの節の定めるところにより、審査委員会が選出した卒業生評議員候補者の中から卒業生評議員を選任する決議を行う。ただし、卒業生評議員候補者が定員を下回った場合は、寄附行為第32条第1項第2号に記載する学校を卒業し年齢25年以上の者のうちから理事会が推薦した者を卒業生評議員候補者として評議員会において選任することができる。
- 2 前項の選任の決議後、直ちに選任された者に就任の承諾を得るものとする。

(評議員の補充選任)

- 第17条 卒業生評議員候補者の審査委員会での選出にあたっては、審査の結果、卒業生評議員候補者の定員を超えたものがある場合には、その者を次点者としておくことができる。
- 2 次点者に対しては、補欠順位を決めておかななければならない。
- 3 卒業生評議員候補者に欠員が生じた時は、前項で決定した順位に従って次点者を評議員会において卒業生評議員として補充選任することができる。
- 4 前項に基づき卒業生評議員として補充選任をしたにもかかわらず、さらに卒業生評議員に欠員が生じ、補欠順位の者も不在となった場合は、寄附行為第32条第1項第2号に記載する学校を卒業し年齢25年以上の者のうちから理事会が推薦した卒業生評議員候補者を評議員会において選任することができる。

(中略)

第3章 その他

- 第22条 評議員は、同時に他の号の評議員に就くことはできない。又過去に評議員に選任された者は、自身が選任された以外の区分の評議員に就くことはできない。